



大空町

令和7年度

家の専門家と
役場職員が
相談にのります

空き家をなんとかしたいとお考えのあなた

空き家相談会

Q 今まであったご相談

空き家を売却したいけど
何から始めたらいいの？

町に空き家関連の支援はある？

空き家内のゴミをどう処分
したらいいの？

最新の売却相場は？

賃貸するにはどうすれば？

相談できて
よかった～

家族みんなが
納得できた



相談無料

事前予約優先

当日参加OK

リモート相談可

町内に空き家を所有する方、空き家を持つことになる可能性のある方、
空き家の利活用をしたい方、またはその関係者の方、お気軽にご相談ください。

日時

11月29日 09:30～16:10

会場

大空地区
河川防災ステーション
2階「会議室（併用）」
大空町女満別湖畔2丁目4番6号

問合せ

大空町役場まちづくり推進室
0152-77-8094

受付時間：平日8:45～17:30

申込み

予約専用
フォーム
こちら



郵送・持参
FAX・メール
お申込み可能
詳細は裏面へ

主催：大空町に定住をサポートする会

共催：大空町役場まちづくり推進室

協力：株式会社河西組

令和7年度 大空町空き家相談会申込書

◎申し込み方法

下記のいずれかの方法にて、令和7年11月27日(木)までにお申込みください			
〔郵送・持参〕	大空町 まちづくり推進室（〒099-2392 大空町女満別西3条4丁目1番1号 役場2階）		
〔メール〕	support110@town.ozora.lg.jp	〔WEB〕	 申し込みフォーム
〔ファックス〕	0152-74-2191		
〔お問い合わせ〕	0152-77-8094（担当:まちづくり推進室 佐藤）		

1. 相談希望時間と相談方法について

- ① 9:30～10:10 ② 10:20～11:00 ③ 11:10～11:50
④ 13:00～13:40 ⑤ 13:50～14:30 ⑥ 14:40～15:20 ⑦ 15:30～16:10

相談希望時間	第1希望		第2希望	
相談方法	☐ 対面相談(来場) ☐ リモート相談			

※相談時間が決まりしだい、まちづくり推進室よりご連絡を差し上げます。ご希望に沿うことができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

2. 相談される方(代表者)について

氏 名		電話番号	
住 所		参加予定人数	人
メールアドレス ※リモート相談の方は必ずご記入下さい			

3. 相談内容について

空き家の活用方法	☐ 売買したい ☐ 賃貸したい ☐ 譲渡したい ☐ 改修したい ☐ 解体したい ☐ 利活用(購入や賃借)したい ☐ その他()
具体的な相談内容	

4. 空き家物件について（空き家をお持ちの方は分かる範囲で記入してください）

物件所在地	〒 ー	大空町		
所有者氏名		築年数	築 年	
相談される方と所有者の関係	☐ 自己所有 ☐ 父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 祖父母 ☐ 親族 ☐ その他()			
物件の種類	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 工場 ☐ アパート ☐ 倉庫 ☐ 不明 ☐ その他()			
改修の必要性	☐ そのまま居住可 ☐ 改修が必要 ☐ 大幅改修が必要 ☐ 居住は困難 ☐ 不明 ☐ その他()			
活用状況	☐ 空き家 ☐ 居住中(空き家になる予定) ☐ 居住中(空き家になるか未定) ☐ その他()			

※ご記入いただいた内容は、本相談会及び大空町の空き家対策に必要な範囲のみで使用させていただきます。

※空き家に関する課税通知書、建物設計図面、間取図、登記事項証明書等をお持ちの方は、相談時にご持参ください。